財政状況の公表に関する条例（昭和51年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（公表の時期） 第2条　財政状況の公表は、毎年6月1日及び12月1日にこれを行うものとする。	（公表の時期） 第2条　財政状況の公表は、毎年12月1日にこれを行うものとする。
（公表の内容） 第3条　前条第1項の規定により、6月1日に公表する財政状況においては、前年の10月1日からその年の3月31日までの期間における次に掲げる事項及び公表の日の属する年度の当初の予算の状況を掲載するものとする。 (1)～(5)　（略） 2　前条第1項の規定により、12月1日に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算状況を掲載するものとする。	（公表の内容） 第3条　前条の規定により、公表する財政状況においては、当該会計年度の4月1日から9月30日までの期間における次に掲げる事項、公表の日の属する年度の当初の予算の状況及び前年度の決算状況を掲載するものとする。 (1)～(5)　（略）
（公表の方法） 第4条　財政状況の公表は、ニセコ町公告式条例（昭和25年ニセコ町条例第9号）第2条第2項の例による。	（公表の方法） 第4条　財政状況の公表は、ニセコ町広報誌等によりこれを行う。
2・3　（略）	2・3　（略）